

農地の転用等の許可の審査基準の一部改正の概要

1 審査基準の改正理由

営農型太陽光発電に係る農地の転用等の許可の取扱いについて、審査基準の中で引用する「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（平成30年5月15日付け農林水産省農村振興局長通知）」が廃止され、新たに「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について（令和6年3月25日付け農林水産省農村振興局長）」が制定されたため。

2 審査基準の改正内容

個別基準のうち、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備の項目を、営農型太陽光発電の項目に改める。また、営農型太陽光発電に係る農地の転用等の許可の申請については、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について（令和6年3月1日付け農林水産省農村振興局長）」により処理するものと改める。

3 施行日

令和6年8月1日